

2015年5月25日

調査レポート

定着する中高年の離婚 ～多様化するライフコースの選択～

離婚件数は1990年代終わりに急増した後、2002年に年28万9836組でピークとなった。その後は減少傾向が続いており、2014年の離婚件数は年22万2000組(推計数)だった。

1990年代後半に離婚が急速に広まった際には、人々の意識にも変化がみられた。離婚に対する抵抗感が和らぎ、離婚が受け入れられやすい環境となる中で、それまでなかなか決断できなかった人が一気に踏み切ったこともあって、離婚がブームのようになった。

2000年代以降、婚姻期間10年未満の夫妻の離婚が減少しているのに対し、いわゆる“熟年離婚”といった婚姻期間が長い夫妻の離婚は横ばいが続いている。とくに40歳以上の中高年の離婚が定着してきた。中でも、1960年代後半から1970年代前半生まれの世代で比較的離婚に至りやすい傾向がある。

今後も人口減少と少子高齢化、晩・非婚化の流れが続くことで、離婚しやすい若年層を中心に有配偶者数の減少が見込まれる中、離婚件数は緩やかに減少するとみられる。2020年代前半には離婚件数が年20万組を下回り、1990年代半ば頃の水準に戻るだろう。

経済的事情と子どもの存在は離婚の決断を大きく左右することが多い。年齢が若いほど、夫が就業者よりも無職の方が有配偶離婚率が高い。一方、妻の側は就業者と無職の間で有配偶離婚率の水準に夫ほどは差がみられないが、25～39歳では無職よりも就業者の方が有配偶離婚率は高くなっている。また、離婚率の高い若い世代を中心に子どもがいる夫婦の数が減少したことで、近年は子どものいる離婚が大きく減っている。ただし、子どものいる離婚ではその後の母子が置かれる生活は非常に厳しいケースが多い。

最近では、離婚の後、比較的長い期間を経て再婚に踏み出す動きが増えている。再婚件数全体のうち2割弱が前婚解消から10年以上を経た再婚である。とくに中高年の離婚が定着していることもあって、40歳以上の再婚は増え続けている。また、生まれた年が後の世代では年齢が上がってから再婚する人が多くなっている。

離婚や再婚はプライベートな問題である反面、社会的環境や経済的事情、家庭の状況などによる影響も大きく受ける。ますます長くなる人生では、人々が選ぶライフコースも多様化しており、そうした様々な生き方が広く受け入れられる社会にしていくという発想も必要だろう。

三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社

調査部 研究員 尾畠 未輝

〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2

TEL: 03-6733-1070

はじめに

現在、およそ2分20秒に1組の夫婦が離婚している。長い人生の中で離婚というライフコースを選択することは、ひと昔前ほどは珍しくなくなった。初めから離婚をするつもりで結婚する人はいないだろうが、足元では年間20万組以上がそれぞれの事情で離婚に踏み切っている。本稿では、そうした離婚の現状を分析するとともに、最近の傾向や今後の見通しについて述べる。

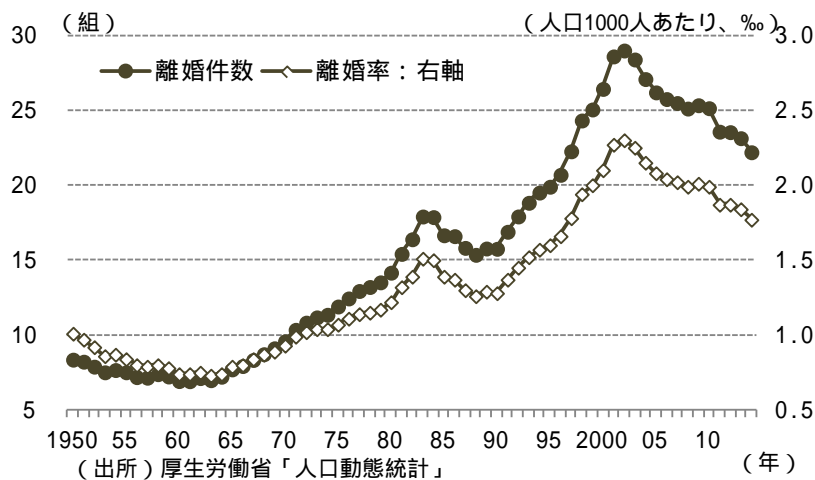
1. 離婚の現状

(1) 離婚件数はピークアウト

離婚件数の推移をみると、1961年には年6万9323組で戦後最も少なかったが、その後は徐々に増加し、1971年には年10万組を上回った(図表1)。1980年代半ばに一旦は減少していたものの均してみると増加傾向が続く中、1990年代後半には増加ペースが加速した。そして、2002年に年28万9836組でピークを付けた後は、足元にかけて減少傾向が続いている。2014年の離婚件数は年22万2000組(推計数)と、前年から約9400組減少した。

また、離婚率(人口1000人あたりの離婚件数)も離婚件数とほぼ同じ動きをしている。1960年には離婚率は0.74%¹に過ぎなかったが、その後は上昇傾向が続き2002年に2.30%で最高となった。2014年の離婚率は1.77%と、およそ300人に1人が離婚していることになる。

図表1. 離婚件数と離婚率



¹ %とは1000分の1を表す単位

(2) 離婚の種類

離婚には様々な種類があるが、厚生労働省の定義ではその性質によって大きく「協議離婚」と「裁判離婚」に分けられている(図表2)。協議離婚とは、話し合いなどによって当事者(夫と妻)が離婚に合意し、離婚届を役所に提出することで成立する離婚である。一方、裁判離婚とは、主に協議離婚が成立しなかったときなどに家庭裁判所が関与して成立させる離婚である。この裁判離婚は、さらに「調停離婚」、「審判離婚」、「和解離婚」、「認諾離婚」、「判決離婚」の5つに分類される。

2013年の離婚件数23万1383組のうち、87.3%にあたる20万1883組が協議離婚であり、大半が調停などを行うことなく話し合いで離婚がまとまっている。ただし、裁判離婚の件数は2000年代半ば以降、年3万件程度で推移しており、離婚件数全体に占める割合は10年前(2003年)の9.3%から2013年は12.8%へと高まった。なお、裁判離婚のうち約8割が調停離婚である。

図表2. 離婚の種類

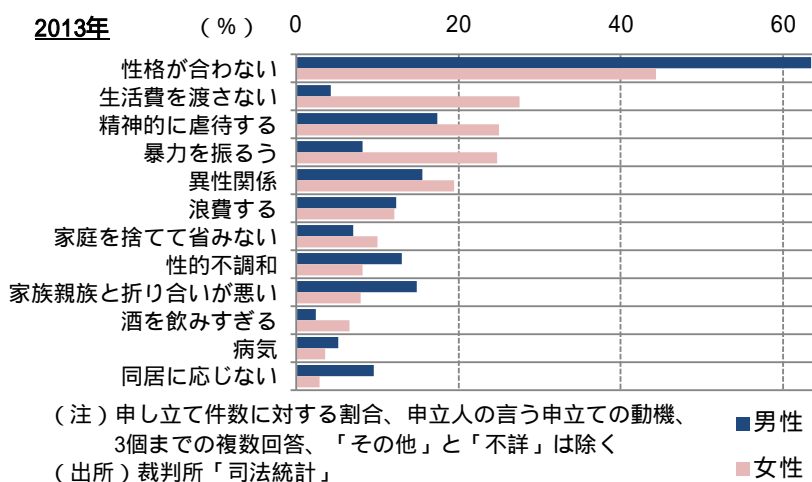
協議離婚	戸籍法上の届出によって成立するが、これが有効に成立するためには、夫婦間に離婚についての意思の合致がなければならない。離婚意志の合致のない離婚は無効である。
裁判離婚	裁判所が関与して成立する離婚であって、調停離婚、審判離婚、和解離婚、認諾離婚及び判決離婚の5種があり、調停が成立したとき、和解が成立したとき、請求の認諾をしたとき、又は審判若しくは判決が確定したときに離婚の効果が生ずる。
調停離婚	当事者の申立て又は家庭裁判所の調停に付する処置により調停が開始される。調停において当事者間に離婚の合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。
審判離婚	調停が成立しない場合に、家庭裁判所は、調停に代わる審判をすることができる。当事者が、2週間内に異議を申し立てると、審判はその効力を失うが、異議がなければ、審判は確定判決と同一の効力を有する。
和解離婚	離婚訴訟上において和解ができる。和解が成立し、それが調書に記載されたときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。
認諾離婚	離婚訴訟上において請求の認諾ができる。請求の認諾があり、それが調書に記載されたときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。
判決離婚	調停が成立せず、審判も確定しない場合に、法定の離婚原因があるときは、当事者の訴えの提起により離婚の判決がなされる。

(出所) 厚生労働省「人口動態統計」を基に筆者作成

協議離婚の場合、同意さえすれば離婚の理由は問われず、夫妻がどういった理由で離婚に至ったのかを把握することは難しい。一方、裁判所「司法統計」では、調停離婚および審判離婚の際、申立人(離婚したいと考える側)が離婚を申立てた動機が公表されている(図表3)。2013年の離婚の動機として最も多いのは男女とも「性格が合わない」であり、

申し立て件数のうち申立人が男性である場合は 63%、女性の場合は 44%を占めている。また、最近注目されている“モラハラ”(モラル・ハラスメント、精神的な暴力・虐待、嫌がらせのこと)について、「精神的に虐待する」の割合は男性 17%および女性 25%で、近年その水準が上がっている。一方、1980 年代や 1990 年代は高かった「異性関係」は徐々に割合が低下している。離婚の理由は十人十色であり傍目には分からないものだが、その傾向は時代とともに変わってきているようだ。

図表 3 . 離婚の理由



(3) 離婚件数の変化の要因分解

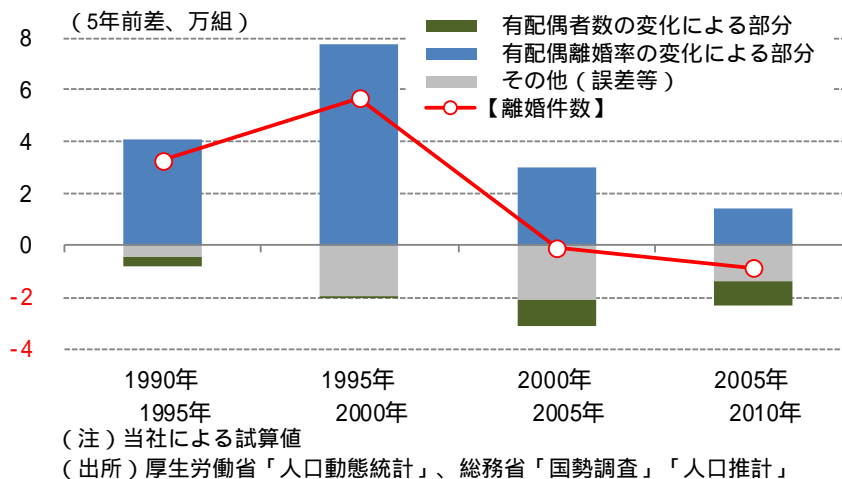
それでは、ここ 20 年間ほどの離婚件数の増減の要因はどのようなものだったのだろうか。離婚件数は、[有配偶者数] × [有配偶者に対する離婚率] で算出される。 は人口数の増減や年齢構成、未・既婚率の変化などによって左右される部分である。一方、 は有配偶者の離婚行動によって変わる部分である。ここで、夫の年齢 5 歳ごとにみた離婚件数を、 と および [その他 (誤差など)] という 3 つの要因から、1990 年以降 5 年ごとの変化について寄与度分解を行う (図表 4)。なお、 はいわゆる交絡項と呼ばれる部分であり、 と の両方に起因する変化や、計算の際に近似値を用いたことで表われる誤差などを示している。

離婚件数は 1990 年から 1995 年にかけて + 3 万 2687 組と増加した後、1995 年から 2000 年には + 5 万 6913 組と増加幅が拡大した。その後、2000 年から 2005 年は - 986 組とわずかながらも減少に転じた後、2005 年から 2010 年には - 8566 組と減少幅が大きくなった。

この間、 は全期間を通じて離婚件数の押し下げに寄与している。少子化や晩・非婚化の進行によって離婚が多い世代の有配偶者が減ってきたが、2000 年代以降その影響が一段と大きくなった。一方、 は常に離婚件数を押し上げてきた。とくに 1990 年代後半は有配

偶離婚率が大きく上昇し、有配偶者の離婚行動そのものが増えたことが離婚件数の大幅な上押し要因となった。さらに、離婚件数が減少に転じた2000年代以降も、その要因は離婚件数の押し上げに寄与している。1990年代と比べると、有配偶者の離婚行動は落ち着いてきているが、それでもまだ広がり続けている。

図表4. 離婚件数の変化の要因分解



次章では、こうした離婚の変化について、性別や年齢別、コーホートの違いなどから実態をより詳しくみていく。

2. 近年の離婚の傾向

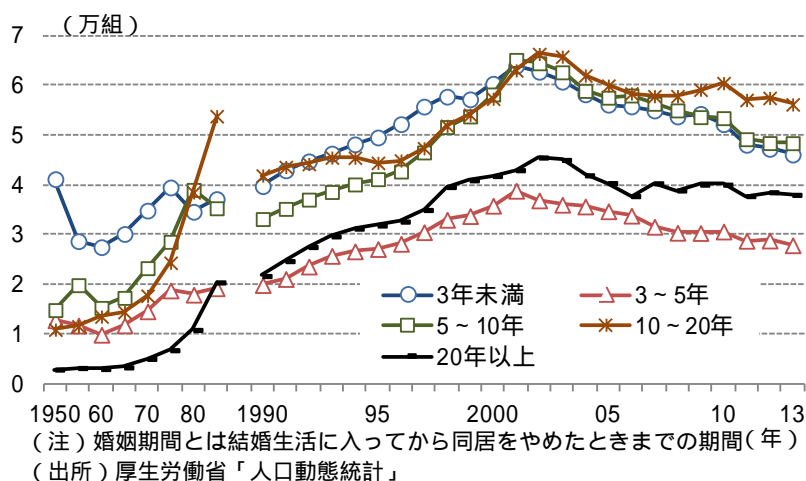
減少してきたとはいえ年 20 万組以上が離婚しているわけだが、2000 年代以降は新たな傾向もみられる。例えば“熟年離婚”という言葉は、とくに 2000 年代に入ってから急速に広まってきた。熟年離婚というと中高年の離婚をイメージする人が多いかもしれない。しかし、熟年離婚に明確な定義があるわけではないが、一般的には年齢ではなく婚姻期間が長い（20 年以上とされることが多い）夫婦の離婚を指す。

厚生労働省「人口動態統計」で婚姻期間別（結婚生活に入ってから同居を止めたときまでの期間別）の動きをみると、それまですべての層で増加していた離婚件数は、1990 年代後半には増加ペースが加速した（図表 5）。2000 年代に入ると、婚姻期間 10 年未満の夫妻の離婚が減少しているのに対し、同 10～20 年や同 20 年以上の婚姻期間が長い夫妻の離婚は、2000 年代半ば頃は減少していたもののその後は足元まで横ばいが続いている。

もっとも、現在の日本の法律では、男性は 18 歳、女性は 16 歳にならなければ結婚できない。そのため、いわゆる熟年離婚とされる 20 年以上の婚姻期間を経た離婚は、男性では 38 歳以上、女性では 36 歳以上に限られる。

本章では、近年の離婚の特徴的な傾向について年齢や世代などから分析を行う。

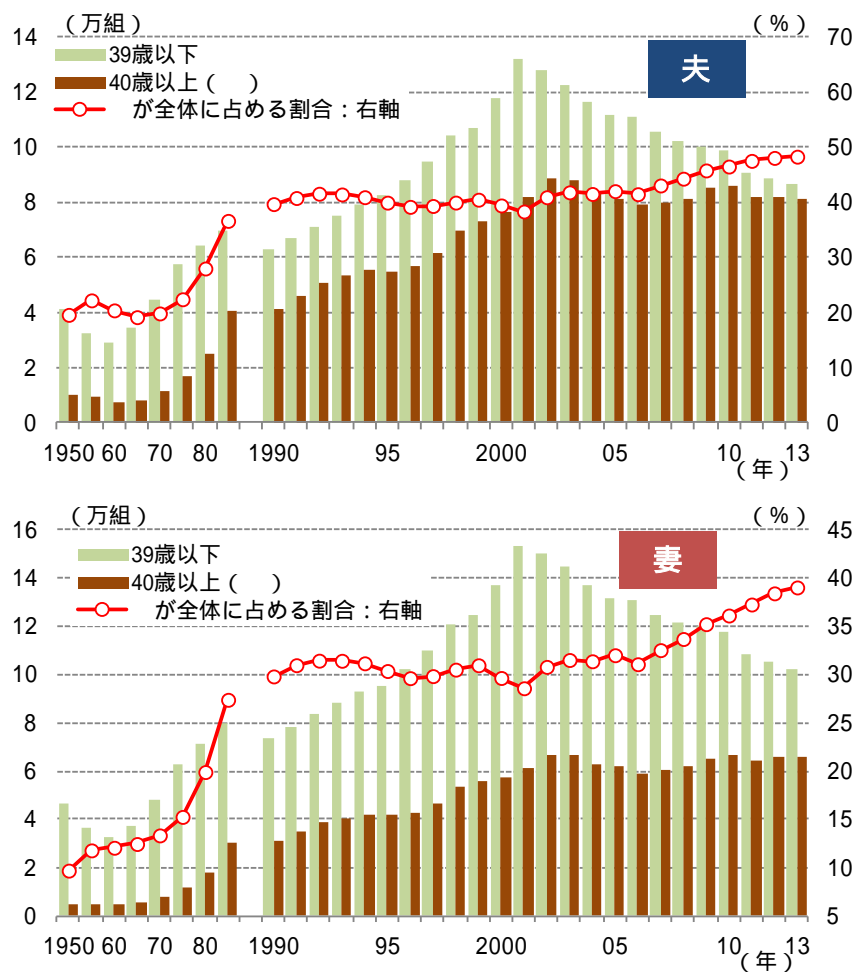
図表 5. 婚姻期間別にみた離婚件数



(1) 若年層の離婚件数は減少

はじめに、夫と妻の年齢別に離婚件数の推移をみる（図表 6）。1960 年以降、40 歳以上の離婚件数と 39 歳以下の離婚件数はともに増加傾向が続いた。その後、39 歳以下の離婚件数が夫・妻とも 2002 年をピークに減少しているのに対し、熟年離婚が含まれる 40 歳以上は足元まで横ばいが続いている。離婚件数全体に占める 40 歳以上の離婚の割合は 2000 年代半ば以降上昇しており、2013 年時点で、妻の年齢でみた場合では 39.0%、夫の年齢でみた場合では 48.3%とほぼ半数にまで上った。

図表 6 . 年齢別にみた離婚件数

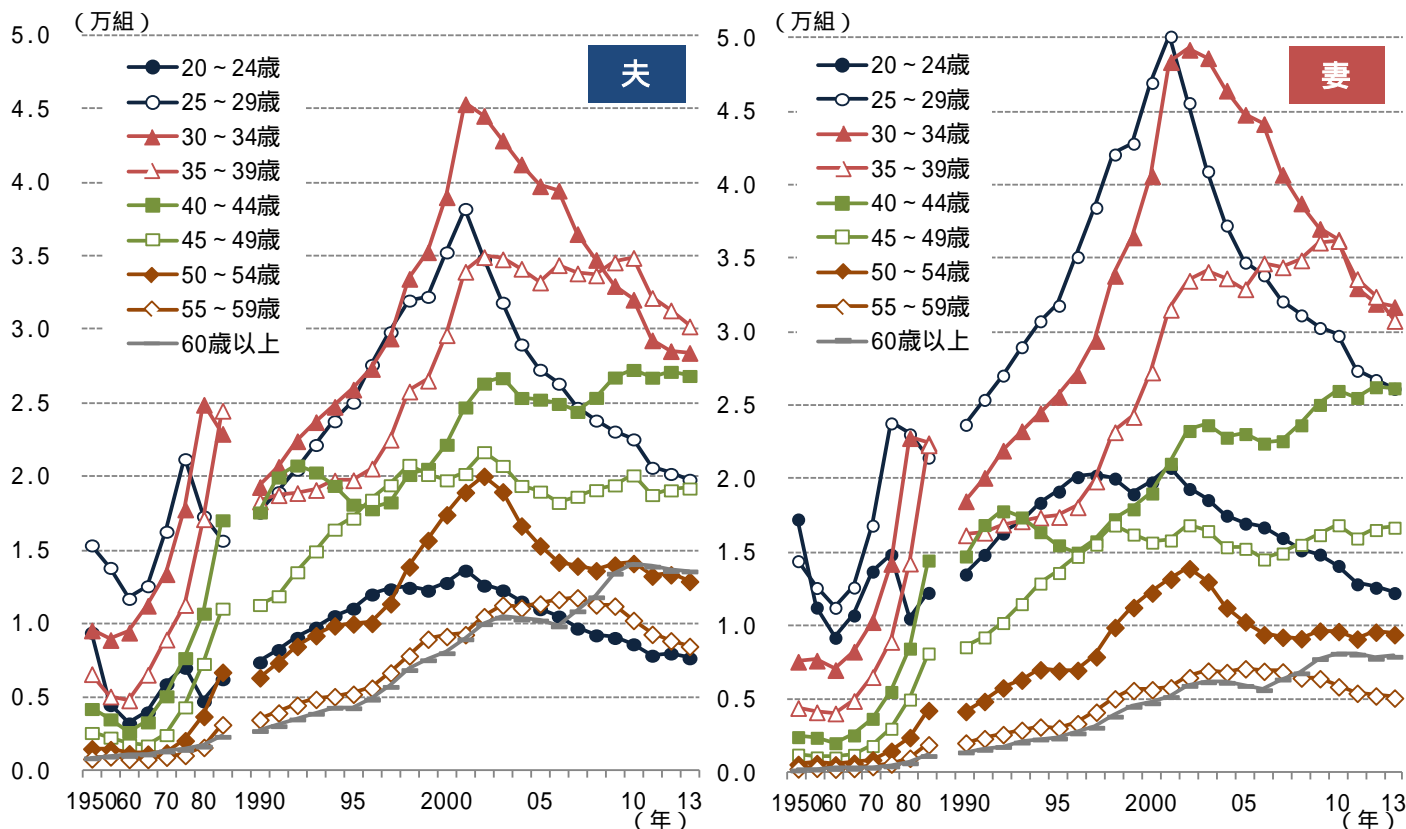


(出所) 厚生労働省「人口動態統計」

さらに詳しくみても (図表 7)。夫の年齢別にみると、1990 年時点では 25～29 歳、30～34 歳、35～39 歳、40～44 歳の離婚件数が各々およそ年 2 万組でほぼ同水準だったが、その後はとくに 25～29 歳と 30～34 歳という比較的若い年齢で急激に増加し、ピーク時の 2002 年には前者が年 4 万 5363 組、後者が年 3 万 3973 組にまで増加した。しかし、その後は両者とも足元まで大幅に減少している。一方、35～39 歳の離婚件数が大きく増え始めたのは 1990 年代半ば頃からである。2000 年代以降もしばらくは横ばいが続き、2009 年以降に離婚件数が最も多い年齢層となった後、足元では減少に転じている。また、40～44 歳、45～49 歳、50～54 歳の離婚件数は、全体の離婚件数が減少している中でも、足元まで横ばいである。さらに、それまで水準が低かった 60 歳以上の離婚件数は、2000 年代後半に大きく増加し、足元では 20～24 歳、50～54 歳、55～59 歳の水準を上回っている。

妻の年齢別にみても、離婚件数は似たような動きをしている。ただし、夫側から見るよりも相対的に若い年齢での離婚件数が多く、1990 年以降 2002 年にピークアウトするまで 25～29 歳の離婚件数が最も多かった。

図表 7. 年齢別にみた離婚件数（詳細）



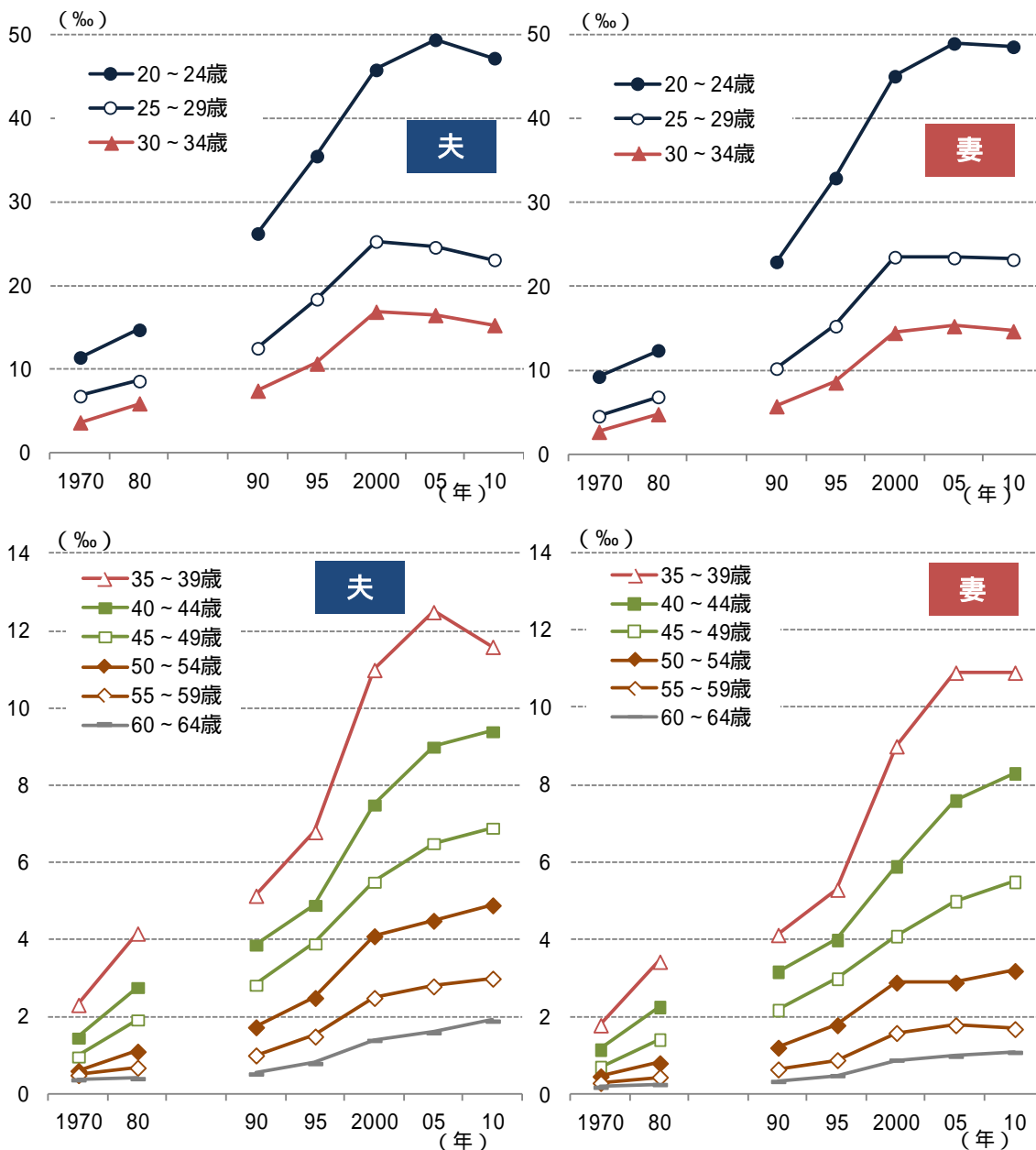
(注) 同居を止めたときの年齢
(出所) 厚生労働省「人口動態統計」

もっとも、こうした離婚件数の動きはその年齢層の人口数や有配偶率に基づいた有配偶者数の水準に大きく影響を受ける。例えば、夫・妻とも50～55歳の離婚件数は2000年代前半をピークとする山が出来ているが、これはその時期に全体的な離婚件数が増えただけでなく、人数が多い団塊世代（1947～1949生まれ）がちょうど当該年齢層に含まれたことによる影響もある。そこで、人口構成や有配偶率の影響を除いた有配偶者に対する離婚件数の割合（以下、「有配偶離婚率」）で年齢別の動きをみる。

夫・妻とも年齢が上がるにつれ有配偶離婚率は低くなる傾向がある。つまり、若いほど離婚しやすい。また、1970年以降2000年まではすべての年齢層で有配偶離婚率が上昇している。とくに1995年から2000年にかけては、35～39歳を中心に上昇ペースが加速している。その後は、夫および妻とも39歳以下の年齢層では有配偶離婚率が足元までに頭打ちとなっているのに対し、40歳以上の年齢層では2010年でもまだ上昇傾向が続いている。

若い世代では、元々の有配偶離婚率の水準が高かったこともあって、有配偶者の離婚行動には歯止めが掛かってきた。一方で、40歳以上の夫や妻の間では離婚の動きが依然として広がり続けている。

図表8. 有配偶者に対する離婚率



(注) 1990年までは国立社会保障・人口問題研究所がまとめた資料集に基づく
 (出所) 厚生労働省「人口動態統計」、国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

以上でみてきたように、1990年代後半から2000年代初めにかけては、あらゆる年齢層で離婚が急速に広がっており、離婚はややブームの様相を呈していた。その後はそうした動きが徐々に落ち着く中、離婚件数が減少に転じた。加えて、少子高齢化に伴う人口構成の変化や晩・非婚化といった有配偶率の低下によって、有配偶離婚率の高い若年層を中心に有配偶者数そのものが減少したことも、離婚件数を押下げた。一方、近年では離婚の中心が中高年へと変化するという新たな傾向が定着している。

(2) 世代間による離婚行動の違い

ここまでは各年の調査結果をもとに、時代の変化による離婚の動向を分析してきた。しかし、これらは生まれた年が異なる世代を対象とした調査時点での年齢別の分析である。本節では、生まれた時代の差によっても離婚行動に違いがあるかをみるために、コーホートによる分析を行う。コーホートとはある期間に生まれた人をひとつの集団としてとらえたものであり、同じ世代を集団で追跡することで世代ごとの動きを捉える。

図表9は、コーホート別に有配偶離婚率の累積の推移をみたグラフである。つまり、その世代の有配偶者1000人のうち何人がそれまでに離婚したことを表している。ただし、同じ人が複数回離婚した場合には複数人として重ねて計上されてしまっていることに注意が必要である。すべてのグラフにおいて、縦軸が有配偶離婚率を示す。

まずは、左側の2つのグラフで状況を確認する。これらのグラフでは、ひとつの系列があるコーホートの動きを表しており、横軸に年齢をとっている。

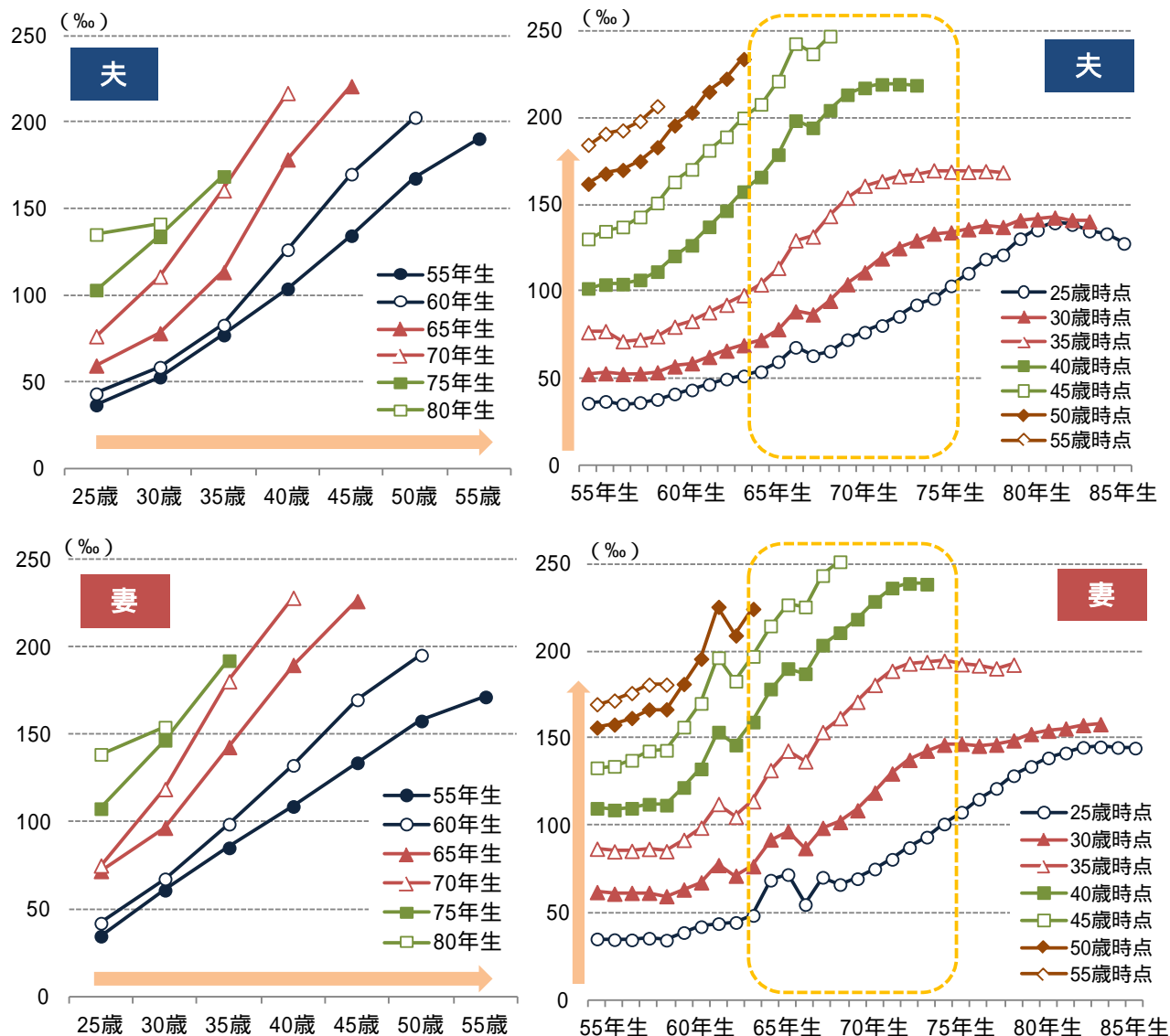
1955年生まれの夫では、25歳時点の有配偶離婚率は36.8% (= 3.86%) だが、その後年齢が上がるにつれて離婚経験者が増え、55歳になると有配偶離婚率の累積値は171.7%にまで高まる。次に1960年生まれの夫では、25歳時点の有配偶離婚率は43.3%と1955年生まれの世代の25歳時点の水準を6.5%ポイント上回っている。30歳および35歳時点でも、1960年生まれの夫の有配偶離婚率は1955年生まれの夫の水準をやや上回る程度だが、40歳以降になるとコーホート間で差が広がる(35歳から40歳にかけて、1960年生まれの系列の傾きが急)。さらに1965年生まれの夫では、25歳時点の有配偶率が59.6%と、1960年生まれの25歳時点の水準を16.3%ポイント上回っているだけでなく、1960年生まれの30歳時点の水準(58.7%)よりも高い。加えて、年齢が上がるにつれ、コーホート間の差は大きく広がっていく。つまり、若いときから既に離婚を経験したことがある人の割合が高いだけでなく、40歳を超えて離婚に踏み切る人も急激に増えている。なお、1980年生まれの夫では25歳時点の有配偶離婚率は135.3%と水準が非常に高いが、30歳時点にかけてはそれほど上がっていない。

同様に、妻側からコーホート別の動きをみしてみる。1955年生まれの25歳時点の有配偶離婚率は34.7%で、その後55歳まで系列の傾きはほぼ同じである。これに対し、1960年生まれでは、25歳時点の有配偶離婚率が42.2%と1955年生まれの世代の25歳時点の水準を7.5%ポイント上回っており、系列の傾きは1955年生まれと比べて全体的に急である。さらに、1965年生まれや1970年生まれでは、既に25歳時点の水準が高いことに加え、とくに35歳以降の傾きが急である。また、夫同様、1980年生まれは25歳時点で138.8%と水準が非常に高いが、30歳時点にかけての上昇幅は1970年生まれや1975年生まれと比べると小さい。

以上でみたことは、右側の2つのグラフでも確認できる。これらのグラフでは、横軸に各コーホートをとっており、各コーホートの同じ年齢の時点を結んだものがひとつの系列

で示されている。あるコーホートについて、年齢の経過は矢印の方向（上方向）となる。左側のグラフにおける傾きは、右側では各系列間の縦の幅の広さで表わされる。すなわち、幅が広いほどその年齢で急激に離婚が進んでいる。グラフをみると、とくに1960年代後半から1970年代前半生まれのコーホートで全体的に各系列の間の幅が広がっており、夫・妻ともこれらの世代で離婚に至りやすい傾向があることが分かる。

図表9. コーホート別にみた有配偶者に対する離婚率（累積）

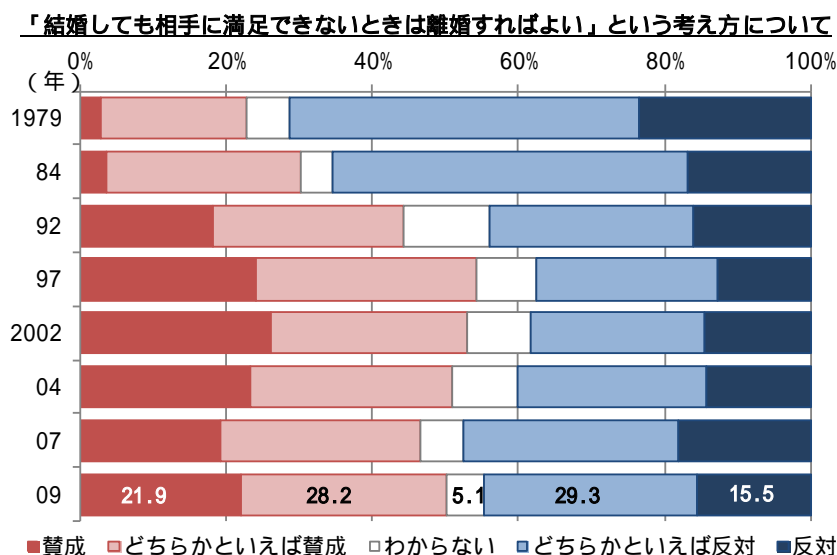


(注) 当社による試算値、同じ人が複数回離婚した場合は重ねてカウントされている
 (出所) 厚生労働省「人口動態統計」、総務省「国勢調査」「人口推計」

(3) 背景には離婚に対する意識の変化

1990年代後半に離婚が急速に広まった際には、人々の意識にも変化がみられた。内閣府の世論調査によると、「結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい」という問いに対して、「賛成」もしくは「どちらかといえば賛成」(1979年、1984年はその考え方に「共鳴できる」もしくは「ある程度理解できる」と答えた人の割合は、1992年から1997年にかけて大幅に上昇した。最新の結果である2009年時点では、両者の割合の合計が50.1%と半分を占めている。離婚に対する抵抗感は以前と比べると和らいでおり、ライフコースの中の一つの選択肢として受け入れられるようになってきている。逆に言えば、離婚が受け入れられやすい環境となる中で、それまでなかなか決断できなかった人が一気に離婚に踏み切ったこともあって、離婚がブームのようになった。

図10. 離婚に対する考え方(時系列)



(注) 未婚や離別・死別の者を含む
 1979・84年の選択肢は、「賛成」は「共鳴できる」、
 「どちらかといえば賛成」は「ある程度理解できる」、
 「どちらかといえば反対」は「あまり賛成できない」、
 「反対」は「まったく反対である」だった
 (出所) 内閣府大臣官房政府広報室「男女共同参画社会に関する世論調査」

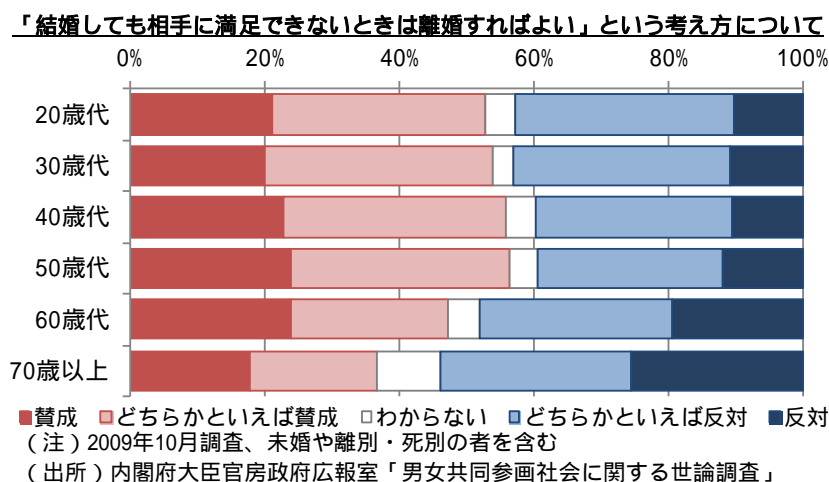
また、年齢別にみると、60歳代以上では「どちらかといえば反対」や「反対」という否定的な考え方が多いが、それ以下の世代では「賛成」もしくは「どちらかといえば賛成」の回答割合が50%を超えている(図表11)。とくに、足元でも有配偶離婚率の上昇が続いている40歳代と50歳代では、離婚に対して肯定的な意見が多い。

こうした意識の変化の背景には、1986年にいわゆる「男女雇用機会均等法」が施行されたことで、それまでの“結婚したら妻(女性)は家庭を守らなければならない”という考え方が少しずつ変わってきたこともあるだろう。また、経済のグローバル化が進む中で、例えばアメリカなど離婚率が高い諸外国の考え方に触れる機会が多くなったことも、離婚

に対する見方を変えるきっかけになったかもしれない。

1990年代後半から2000年代前半頃までの急激な離婚の増加は、一部にはブーム的な要素もあったとみられる。ただし、現在でも20歳代では半数以上が「結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい」という見方に肯定的であり、ひと昔前と比べると比較的離婚が受け入れられやすい環境が定着しているとみられる。

図表 11. 離婚に対する考え方（年齢別）



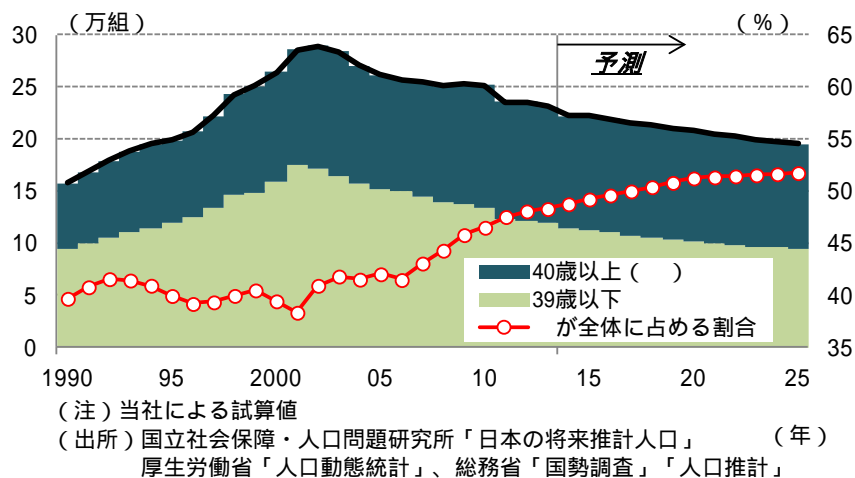
(4) 今後も離婚件数は緩やかな減少が続く

これまで分析してきた傾向を踏まえ、今後の離婚件数の動向について予測する。具体的な予測の方法は下記の通りである(図表 12)。今後も人口減少と少子高齢化が進む中、ペースは緩やかになるものの晩・非婚化の流れには歯止めが掛からないとみられることから、離婚しやすい若年層を中心に有配偶者数は減少が見込まれる。

2014年は20万2000組だった離婚件数は、2016年頃まではほぼ横ばいでの推移が続く見込みだが、その後は年2500~3000組程度ずつ減少が続き、2020年代前半には年20万組を下回り、離婚件数が急増する前の1990年代半ば頃の水準に戻るだろう。

ただし、有配偶離婚率は39歳以下では既に頭打ちになっている一方、中高年の離婚が定着する中、40歳以上では当面は有配偶離婚率の上昇が続くだろう。今後も離婚の中心は若年層から中高年齢層へとシフトしていくとみられる。

図表 12. 離婚件数の見通し



【試算の方法】

- ・予測はすべて5歳毎の階級に分けて行う(15歳以上、最高階級は65歳以上)。
- ・夫と妻のそれぞれの側から予測し、最後に調整を行う。
- ・基となる人口数は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」の出生中位(死亡中位)推計を用いる。
- ・総務省「国勢調査」を参考に、2011年から2025年までの有配偶率を予測する。晩婚・非婚化は今後も進むがそのペースは緩やかになると仮定している。
- ・人口数と有配偶率から2011年から2025年までの5歳毎の有配偶者数を計算する。
- ・総務省「人口動態統計」の有配偶離婚率を参考に、2011年から2025年までの年齢別の有配偶離婚率を予測する。39歳以下では既に有配偶離婚率が頭打ちになっていることから、今後は足元の水準が続くと仮定する。40~44歳および45~49歳については2020年までは上昇が続くものの、そのペースは次第に緩やかになった後、2021年からは2020年の水準が続くと仮定する。50歳以上については予測期間終了まで上昇が続くものの、そのペースは次第に緩やかになると予測する。
- ・予測した5歳ごとの離婚件数について、コーホート別にみた有配偶離婚率の推移を確認し、整合性が取れるように有配偶離婚率の動きを調整する。
- ・夫側、妻側それぞれから予測した離婚件数の平均を取る。
- ・既に実績が発表されている2011~2013年の値を基に、2014年以降の接続を調整する。

3. 経済的事情と子どもの存在

先にみたように、離婚が受け入れられやすい社会的環境になったとはいえ、離婚したいと考えることがあっても実際に踏み切ることが容易ではない。とくに、経済的事情と子どもの存在は離婚の決断を大きく左右することが多い。例えば専業主婦の女性では、離婚したいと思う事情があってもその後の生活を考えると金銭的な不安から離婚を決断できない場合もある。また、子どもがいる場合の離婚では、親としての愛情だけでなく扶養の義務もあるために、離婚したいという意思があってもなかなか離婚に踏み切ることができないこともある。例えば、先進国の中で離婚率の水準が高いアメリカでは両親の離婚による子どもへの悪影響などの先行研究が多く発表されているが、そうした懸念から離婚を踏みとどまる夫妻もいるだろう。

そこで本章では、仕事と子どもの観点から離婚の実態について分析する。

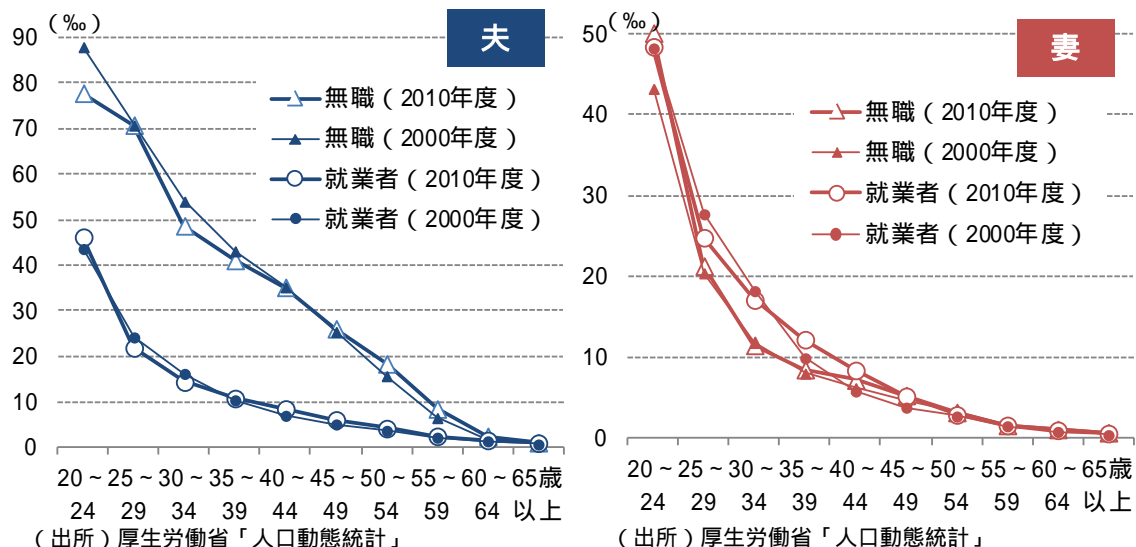
(1) 離婚しやすい無職男性と有職女性

厚生労働省「人口動態統計」は国勢調査のある年度（5年に一度）に職業・産業別統計を発表している。就業状況別（就業者/無職）の有配偶離婚率を年齢別にみると、夫妻とも就業状況にかかわらず年齢が低いほうが有配偶離婚率は高い（図表13）。ただし、夫では年齢が若いほど就業者と比べて無職の方が有配偶離婚率は高くなっている。全体でも、2010年度時点で年齢構成の違いを調整した有配偶離婚率は、就業者では16.5%であるのに対し無職では32.7%となっている。図表3をみると、調停離婚および審判離婚における女性側の離婚の申立ての動機は、27.5%（13344件）が「生活費を渡さない」となっており、その割合は20年前（1993年）と比べると5.9%ポイント高い。ただでさえ若い世代では所得水準が低い上、女性は男性と比べて相対的に収入が低い。そのため妻が一人で働いて家計を支えるのは難しく、経済的な事情から無職の夫は離婚に繋がりやすいのだろう。

一方、妻の側からみた場合、夫ほどは就業者と無職の間で有配偶離婚率に差はみられない。年齢構成の違いを調整した有配偶離婚率は、2010年度時点で就業者では19.0%であるのに対し無職では17.5%となっている。ただし、25～39歳では無職よりも就業者の方が有配偶離婚率は高くなっている。自らが働いている女性は、無職の場合に比べて離婚後の生活に対する経済的な心配はまだ小さくて済むため離婚を決断しやすい可能性がある。

なお、こうした傾向は10年前（2000年）と比べてそれほど大きく変わっていない。

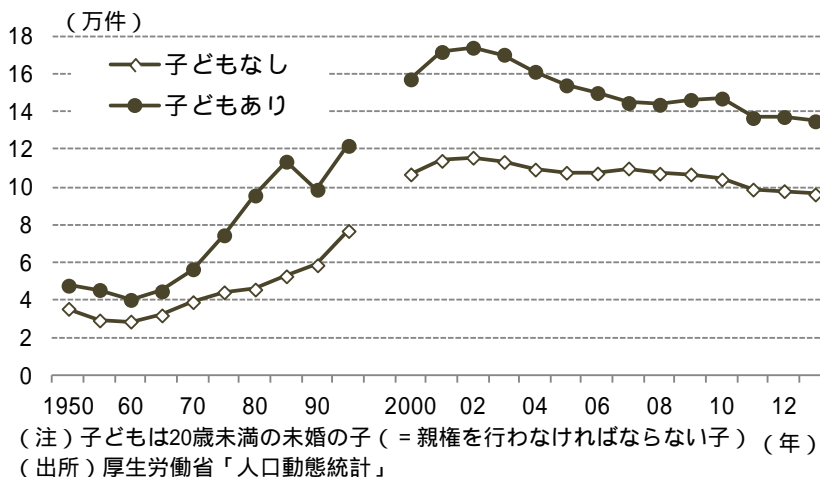
図表 13. 仕事の有無別にみた有配偶者に対する離婚率



(2) 子どものいる離婚は減少

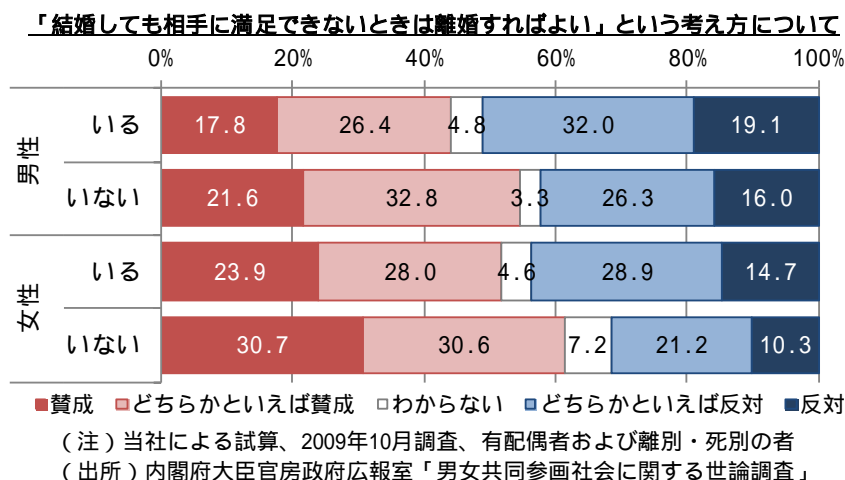
次に、子どもの有無と離婚の関係についてみる。2013年の離婚件数 23万 1383組のうち、親権を行わなければならない20歳未満の未婚の子どもがいる離婚は 13万 5074組 (58.4%) で、子どもがいない離婚 (9万 6309組) よりも多い (図表 14)。ただし、近年は子どものいる離婚が大きく減っている。ピーク時の2002年時点には、子どものいる離婚件数は 17万 4042組だった。ここ約10年間の離婚件数の減少は、主に子どものいる離婚が中心である。1980年代には、子どものいる離婚が離婚件数全体の7割近くを占めていたが、1990年代に大きく下がった後、足元まで緩やかな低下傾向が続いている。

図表 14. 子どもの有無別にみた離婚件数とその状況



実際、内閣府の調査からも子どもの存在が離婚の決断に影響を与えていることがうかがえる。「結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい」という考え方に「賛成」もしくは「どちらかといえば賛成」と答えた人の割合は、未婚の者を除いて試算したところ、男女とも子どもがいないほうが高い（図表 15）。とくに子どもがいない女性では 6 割以上が離婚に対して肯定的な見方であり、「反対」もしくは「どちらかといえば反対」という回答割合の倍近くにのぼる。

図表 15．離婚に対する考え方（性別、子どもの有無別）【除く未婚】

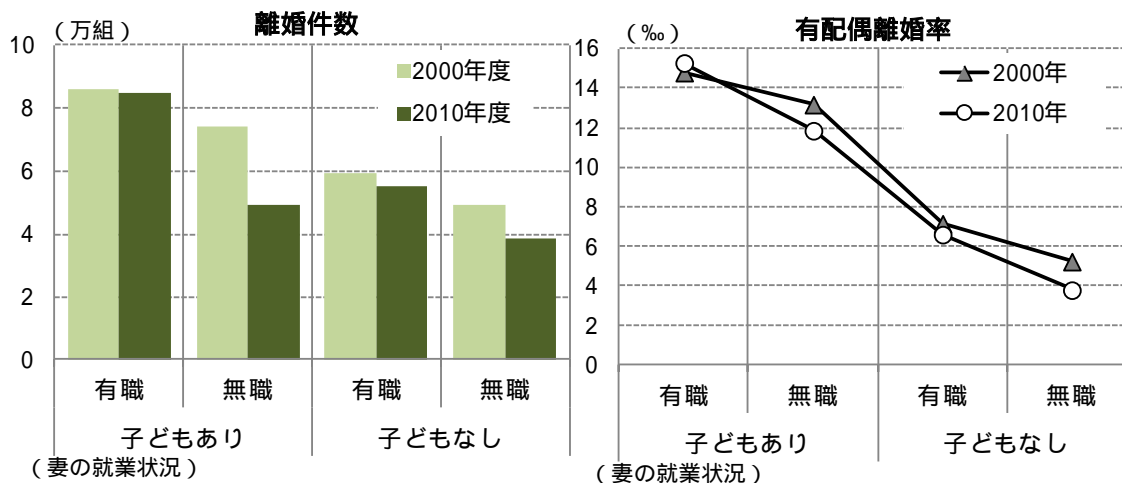


もっとも、子どものいる離婚件数が減っているのは、子どものいる夫婦が従来よりも離婚を選択しなくなったというよりは、少子高齢化や晩・非婚化および晩・非産化の流れを受けて、とくに離婚率の高い若い世代を中心に子どもがいる夫婦の数が減少したことによる影響が大きいと考えられる。

2000年時点で20歳未満の未婚の子どもがいる離婚件数は年16万75組だったが、2010年時点では年14万3903組へと減った。ただし、総務省「国勢調査」によると、夫婦のいる一般世帯の数は2000年の2929万2457世帯から2010年は2913万5873世帯へと微減にとどまっているが、そのうち18歳未満の子どもがいる世帯は1148万3107世帯（全体に占める割合：39.2%）から1003万1327世帯（同：34.4%）へと約145万世帯減っている。

さらに、子どもの有無に加え妻の就業状況別に離婚件数を10年前と比べると、とくに大きく減っているのが、子どもがいて妻が無職のケースである（図表 16）。また、子どもがいない場合でも、妻が無職のほうが有職と比べ離婚件数の減少幅が大きい。世帯数から試算した有配偶離婚率は、子どもの有無にかかわらず妻が無職の場合は10年前と比べて低下している。逆に、子どもがいて妻が有職のケースでは有配偶離婚率が10年前と比べてやや上昇している。ここでも、女性の経済的な自立が離婚の決断を後押しする側面がみられる。

図表 16. 離婚時における子どもと仕事



(注) 子どもは20歳未満の未婚の子
(出所) 厚生労働省「人口動態統計」

(注) 当社による試算値、分子は離婚件数・子どもは20歳未満の未婚の子
分母は夫婦のいる一般世帯数・子どもは18歳未満の子
(出所) 厚生労働省「人口動態統計」、総務省「国勢調査」

(3) 離婚後には厳しい現実も

足元でも年 14 万人以上の子どもが両親の離婚に直面している。離婚時点で夫婦の間に 20 歳未満の未婚の子どもがいる場合は、夫か妻のどちらかがその子どもの親権を持たなければならない。2010 年度時点で、子どものいる離婚のうち 8 割以上が全児の親権を妻（母親）が持っている。つまり、両親が離婚するとほとんどの場合その子は母子世帯で育つことになる（図表 17）。

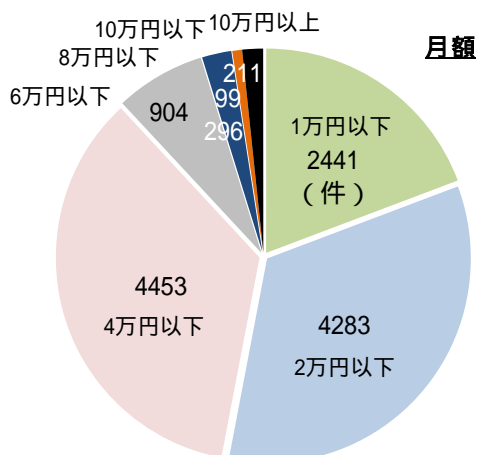
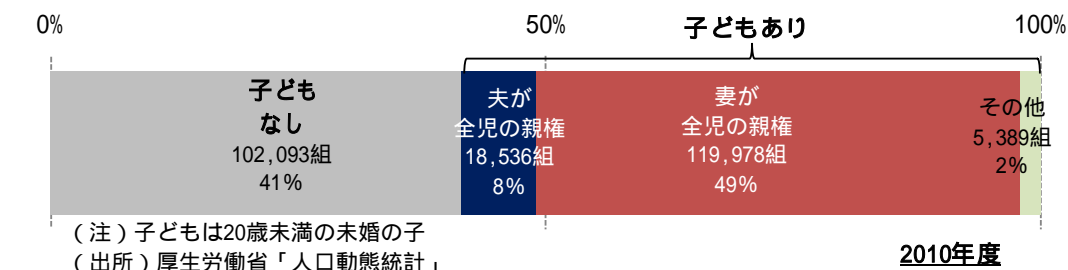
しかし、厚生労働省「国民生活基礎調査」によると、2013 年の 1 世帯当たり平均所得は、児童のいる世帯全体では 673.2 万円であるのに対し、母子世帯²に限ってみると 243.4 万円と水準が非常に低い。また、母子世帯では半数以上が貧困³に苦しんでいるとみられる。裁判所「司法統計」によると、裁判離婚のうち取り決めがある場合、離婚後に父が支払う養育費・扶養料の金額は、月額では 2 万円以下が半数以上、一時金では 30 万円以下が 7 割近くを占めており、決して親子が楽に暮らすことができる状況ではない。

離婚しやすい年齢の子どものいる夫妻の数が減る中、働く女性が増えたこともあって、昔と比べると離婚によって経済的に厳しい状況に陥る子どもが減ったかもしれない。しかし、子どものいる離婚ではその後の生活が非常に厳しいものであることに変わりはない。

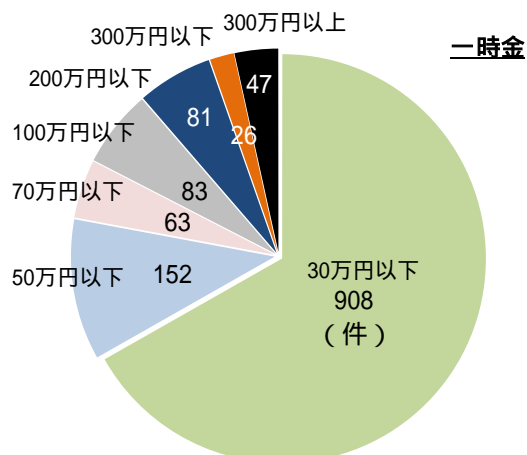
² 死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む）で、現に配偶者のいない 65 歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と 20 歳未満のその子（養子を含む）のみで構成している世帯

³ 2012 年の世帯主（18 歳以上 65 歳未満）一人で 18 歳未満の子どもがいる世帯における相対的貧困率は 54.6%であった
相対的貧困率とは、等価可処分所得（世帯の手取り収入を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分である貧困線に満たない世帯員の割合をいう

図表 17. 離婚に伴う親権および養育費・扶養料の状況



(注) 2010年時点、全家庭裁判所、父が支払い者
認容・調停成立の取り決め有り(除く額不定)、
(出所) 裁判所「司法統計」



(注) 2010年時点、全家庭裁判所、父が支払い者
認容・調停成立の取り決め有り(除く額不定)、
(出所) 裁判所「司法統計」

4 . 離婚から再婚へ

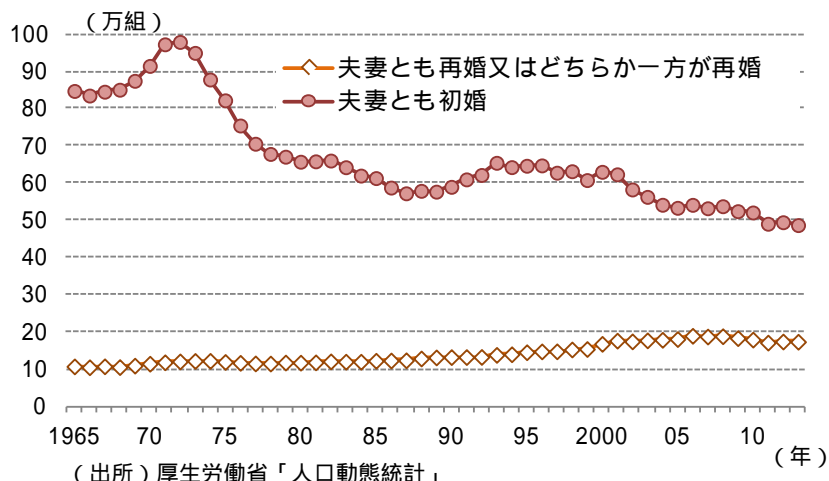
足元でも 20 万組以上の夫妻がそれぞれの事情により離婚という道を選択しているが、その後、新たなライフコースに踏み出す人も多い。その一つの選択肢が再婚である。離婚にまつわる分析の最後に、本章では再婚の現状について述べる。

(1) 広がる再婚の動き

1970 年初めには年 100 万組を超えていた婚姻件数は、1987 年には年 70 万組を割った。その後、1990 年代は年 80 万組前後で推移していたが、2000 年代に入ってから再び減少傾向が続き、2014 年は 64 万 9000 組（推計値）となった。

婚姻件数の推移を初婚・再婚別にみると、夫妻とも初婚という組み合わせは 1970 年代前半に大きく減った後、1970 年代後半から 2000 年頃まで横ばいでの推移が続き、その後は足元まで緩やかに減少している（図表 18）。一方、夫妻とも再婚もしくは夫妻のどちらか一方が再婚という組み合わせは、2000 年代半ばまでほぼ一貫して増加してきた。1960 年代後半は年 10 万組強で全体に占める割合は 1 割程度だったが、ピーク時の 2006 年には年 18 万 9484 組にまで増加し、足元でも結婚する夫婦の 4 組に 1 組以上が再婚者を含んでいる状況だ。

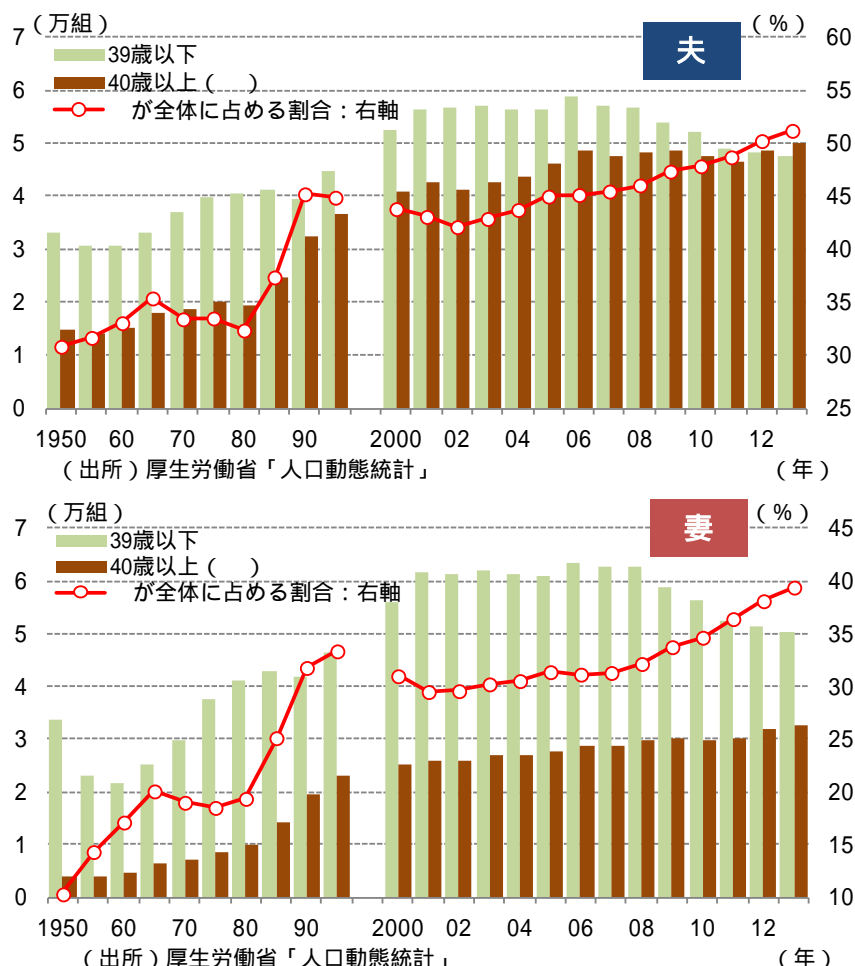
図表 18 . 初婚・再婚別にみた婚姻件数



(2) 再婚の中心は中高年

また、夫と妻の年齢別に再婚件数（夫妻とも再婚もしくは夫妻のどちらか一方が再婚、以下同じ）の推移をみると、1960年以降2000年代前半までは、39歳以下および40歳以上とも増加していた（図表19）。しかし、2000年代半ば以降は、夫の年齢および妻の年齢のどちらでも39歳以下の再婚件数が減少しているのに対し、40歳以上は中高年の離婚が定着していることもあって緩やかながらも増加が続いている。再婚全体に占める40歳以上の再婚の割合は、1960年代は妻側では2割程度、夫側では3割強だったが、足元では妻側では4割程度、夫側では過半数を占めるまでになった。中でも60歳以上の再婚は、1960年代は夫側では年2500組程度、妻側では年300組程度だったが、2013年は夫8497組、妻4376組にまで増えた。

図表19. 年齢別にみた再婚件数

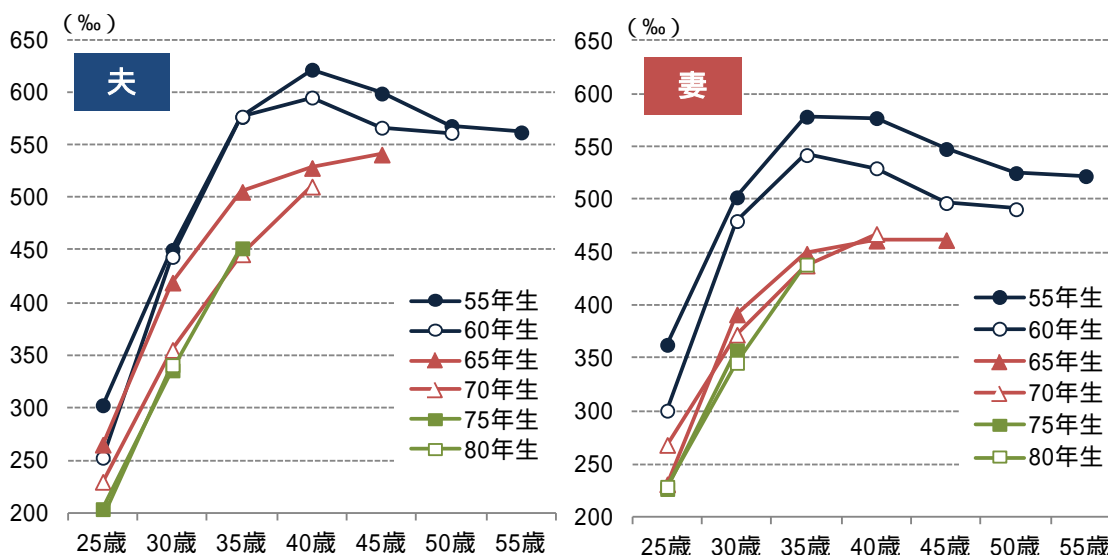


それではコーホート別の動きはどうだろうか。図表20は、図表9の左側の2つのグラフと同様に、ひとつの系列があるコーホートの動きを表している。縦軸には離婚経験者に対する再婚者の割合（以下、「離婚者再婚率」）を、横軸には年齢をとっている。

1955 年生まれおよび 1960 年生まれの夫では、離婚者再婚率の累積値は 40 歳時点でピークとなっている。なぜなら、それ以上の年齢になると離婚経験者が増えるのに対し、そのうち再婚する人は離婚者ほどには増えないからである。一方、1965 年生まれの夫では、35 歳時点の離婚者再婚率は 505.4‰ (= 50.54%) と、離婚した人のうち約半数が再婚している状態ではあるが、その割合は 1955 年生まれや 1960 年生まれと比べると低く、離婚してもあまり再婚しないようになった。しかし、その後、1965 年生まれの夫では 45 歳まで離婚者再婚率は上昇している。つまり、40 歳代以降での再婚が進んでいる。また、1970 年生まれの夫では、それ以前の世代と比べて 35 歳から 40 歳にかけて有配偶離婚率の上昇幅が大きくなっており(傾きが急) 歳をとってから徐々に再婚に踏み切る動きがみられるようになってきている。

こうした動きは、妻側からみても同じである。1955 年生まれおよび 1960 年生まれの妻では、35 歳時点で離婚者再婚率がピークとなり、その後は年齢が上がるにつれて低下している。しかし、1965 年生まれの妻では 45 歳まで離婚者再婚率が緩やかに上昇している上、生まれた年が後の世代になるほど、年齢が上がってから徐々に再婚する人が多くなっていく。ただし、夫と比べると妻の方が若い年齢では離婚した後に再婚をする人が多い一方、とくに 40 歳を過ぎたあたりからは離婚者再婚率の水準が低くなる。

図表 20 . コーホート別にみた離婚経験者に対する再婚率 (累積)



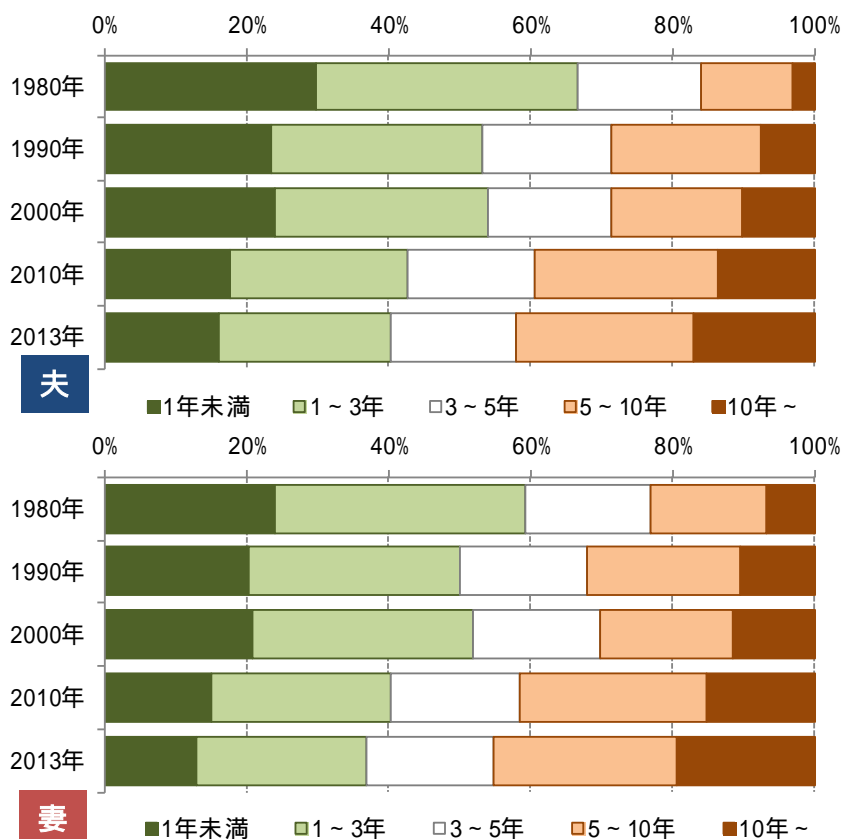
(注) 当社による試算値、同じ人が複数回離婚や再婚した場合は重ねてカウントされている
 (出所) 厚生労働省「人口動態統計」、総務省「国勢調査」「人口推計」

(3) 時間を経て再婚に踏み出す動き

中高年の離婚が定着する中、以前と比べると再婚する人の年齢も上がってきた。それだけでなく、近年では離婚から比較的長い時間を経て再婚に踏み出す動きもみられるようになった(図表21)。

1980年時点では、夫側からみた場合、3組に2組が前婚解消後から再婚までの期間が3年未満だった。また妻側からみた場合でも約6割を占めていた。しかし、2013年時点では、夫および妻とも前婚解消から3年未満での再婚が再婚件数全体の4割程度にまで低下した。一方、再婚件数全体のうち2割弱が前婚解消から10年以上の期間を経た再婚である。2013年から10年前といえ、離婚件数がピークだった頃である。足元では、その時期に離婚した多くの人々が徐々に再婚をし始めている可能性がある。そうした人の中には、離婚時には子どもがいた場合でも、その子が十分に成長したことで再婚を決意した人もいることだろう。

図表21. 前婚解消後から再婚までの期間別にみた再婚件数



(注) 前婚解消年不詳を除く、各届出年に結婚生活に入り届け出たもの
(出所) 厚生労働省「人口動態統計」

おわりに

冒頭で述べたように、初めから離婚をするつもりで結婚する人はいないだろう。結婚する時には生涯その人と添い遂げたいと思っている人も少なくないのではないか。しかし、現実には年 20 万組以上の夫婦がそれぞれの事情で離婚している。とくに 1990 年代後半には、人々の意識が変わる中で離婚が社会的に受け入れられやすい環境となり、離婚件数はブーム的な要素も加わって急増した。その後、人口減少と少子高齢化、晩・非婚化の流れの中で離婚しやすい若い世代を中心に有配偶者が減り、離婚件数が減少している。

一方で、中高年の離婚は定着してきた。さらに、子どものいる離婚が大きく減り、女性の自立が離婚の決断を後押しする側面もみられる。そして、離婚した後には、比較的長い時間を経て再婚に踏み出す動きもみられるようになった。中高年の離婚が定着していることもあって、以前と比べると再婚する人の年齢も上がってきている。

離婚や再婚は非常にプライベートな問題であり、「すべきである」、「すべきでない」などと他人によって決められるものではない。大切なのは、自分自身が納得できる道を選択し前向きな人生を歩むことだ。しかし、離婚や再婚という決断は、社会的環境だけでなく経済的事情や家庭の状況に左右されることも事実である。厚生労働省「簡易生命表」によると、2013 年時点の平均寿命は男性 80.21 年、女性 86.61 年と、1970 年代前半と比べ男女とも約 10 年伸びた。ますます長くなる人生では、人々が選ぶライフコースも多様化している。これから先、従来のようなステレオタイプの一生に限らない、その人に合った様々な生き方が広く受け入れられる社会にしていくという発想も必要だろう。

- ご利用に際して -

- 本資料は、信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所：三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡下さい。